

令和6年度教育広報紙紙面レイアウト作成業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
令和6年度教育広報紙紙面レイアウト作成業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託料上限額
396,000円
※消費税及び地方消費税を含む。
- (4) 契約予定期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『10企画・広告・手配』」であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (5) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (7) 過去3年度（令和3年度から令和5年度まで）の間に、和歌山県が発行した印刷物の紙面デザイン、レイアウト業務に係る契約を1件以上締結し、かつ、これを誠実に履行し完了した実績を有する者であること。
- (8) デザイン、レイアウト及びイラストの作成に必要な専門能力を有する専従職員が1名以上いること。
- (9) 制作物を電子媒体で総務課及び印刷委託業者に提供できる能力を有すること。
- (10) 令和6年4月26日（金）に開催する説明会に参加した者であること。

3 スケジュール

- ・公募開始 令和6年4月10日（水）9時
- ・質問受付 令和6年4月10日（水）9時から令和6年5月1日（水）17時まで
- ・質問への回答期日 令和6年5月8日（水）まで
- ・説明会 令和6年4月26日（金）10時から
※説明会申込締切：令和6年4月25日（木）15時まで
※説明会に出席した者で、応募書類を提出する意思がない場合は、令

和6年5月8日（水）17時までに担当課（下記11）あて連絡すること。

- ・応募書類の提出 令和6年5月1日（水）9時から5月15日（水）17時まで
- ・選定委員会 令和6年5月中旬頃（予定）
- ・審査結果の通知 令和6年5月中（予定）

4 質問及び回答

当プロポーザル応募に当たり質問事項がある場合は、質問票（様式1）を電子メールにより担当課（下記11）あて提出すること。

(1) 受付期限

令和6年4月10日（水）9時から令和6年5月1日（水）17時まで

(2) 質問への回答

- ・質問者に対し電子メールで令和6年5月8日（水）17時までに回答するとともに、必要に応じ、和歌山県教育庁教育総務局総務課ホームページ内において公開する。
- ・なお、企画書等の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの応募書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

5 説明会

(1) 日時

令和6年4月26日（金）10時から

(2) 場所

教育委員会会議室 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(3) 説明事項

委託業務の概要及び応募書類等について

※説明会において、レイアウト紙面作成用データを配付する。

(4) 参加申込

説明会に参加を希望する者は、電子メールにより担当課（下記11）まで申し込むこと。
なお、説明会に参加しない者は、応募書類を提出できないものとする。

ア 電子メールの件名

「令和6年度教育広報紙紙面レイアウト作成業務にかかる説明会参加申込」

イ 申込期限

令和6年4月25日（木）15時まで

ウ メール記載内容

・会社等名称 ・担当者名 ・出席人数

(5) その他

説明会への参加は、個人、法人を問わず、2名までとする。

6 応募書類の提出

(1) 応募書類

- ・応募にあたっては、次に掲げる書類を作成し、すべて提出すること。
- ・ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

ア 企画書 8部

様式は自由とする。ただし、応募者の会社名等が特定されるような記載はしないこと。

イ レイアウト紙面 8部

応募者の会社名等が特定されるような記載はしないこと。

ウ 見積書 1部

会社印及び代表者印を押印すること。また、見積金額は消費税及び地方消費税を含む額

- とし、その額は予算上限額（前記 1（3））の範囲内とする。
- エ 教育広報紙紙面レイアウト作成業務委託プロポーザル申込書（様式 2）
- オ 前記 2（7）に掲げる契約書若しくは請書の写し 1部
- カ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加決定通知書の写し
- (2) レイアウト紙面の内容
- 教育広報紙『「輝く！紀の国の教育」第 50 号（令和 6 年 3 月）』の「1 面」、「2 面・3 面」及び「8 面」の紙面レイアウトを再構成すること。
- なお、「1 面」、「8 面」については A 4 縦、「2 面・3 面」については A 3 横とし、カラー 4 色刷体裁で作成すること。
- ※ 『「輝く！紀の国の教育」第 50 号』は、和歌山県教育委員会ホームページの『広報紙「輝く！紀の国の教育」』ページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/kouho/kouhoushi/kouhoushi.html>）に掲載しているので参考にすること。
- ※ 紙面作成に必要な原稿及び写真は、説明会当日、電子データで提供する。
- なお、電子データの形式は、県が使用するソフトウェアによる形式又はテキストファイルで提供する。
- (3) 提出期間
- 令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 6 年 5 月 15 日（水）までの県の休日（和歌山県の休日 を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に定める県の休日をいう。）を除く 日の 9 時から 17 時までとする。
- なお、説明会に参加したが、応募書類の提出を行わない場合は、令和 6 年 5 月 8 日（水）までに担当課（下記 11）へ、その旨連絡すること。
- (4) 提出先等
- 担当課（下記 11）あて、郵送又は持参すること。郵送の場合は、提出期間内に必着させる こと。
- (5) その他
- ア 応募書類の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 提出された応募書類は、返却しない。
- ウ 一旦提出された応募書類の差し替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認め ない。

7 審査及び結果の発表

- (1) 審査方法
- 審査は、和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下、「選 定委員会」という。）の委員が行う。
- 契約候補者の選定に当たっては、評価項目に基づき、提出された応募書類の内容を審査し、 競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等を評価・採 点するとともに、見積金額を考慮する。
- (2) 評価項目
- 提案された企画書及びレイアウト紙面について、以下の各項目を 5 点満点で評価し、 評価点数の合計がもっとも高い点数を獲得した者を契約候補者として選定する。
- ア 読みやすい紙面になっているか
- イ 親しみやすい紙面になっているか
- ウ 表紙デザインは全体の意図が伝わりやすいものか
- エ 記事レイアウトのバランスは良いか
- オ イラストは適切か
- (3) 提案者が 1 者の場合
- 提案者が 1 者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満 点の 6 割以上に達している場合は、当該提案者を契約候補者に選定する。

(4) 評価点数が同点の場合

最高評価点の者が複数いる場合は、選定委員会は、原則として提案金額の安価な提案者を契約候補者とする。また、最高評価点の者が複数いる場合で、提案金額も同額の場合は、選定委員による多数決により契約候補者を決定するものとする。

(5) 審査結果の通知

選定委員会終了後、速やかにすべての提案者に書面により審査結果を通知する。

(6) 審査結果の公表

審査結果は、和歌山県教育委員会のホームページにおいて公表する。

(7) その他

ア 契約候補者となった者が契約締結までの手続期間中に前記**2**の要件を満たさなくなった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

イ 選定結果の通知後、契約候補者となった者が辞退する場合は、直ちに担当課（下記**11**）まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

8 失格の条件

提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

(1) 前記**2**に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 前記**6**に掲げる条件を満たさない場合

(3) 応募書類作成のための仕様書に示された条件に適合しない場合

(4) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 提案者に次の行為があった場合

ア 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

イ 他の提案者と提案の内容又は意思について相談を行うこと

ウ 選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 契約の締結

選定委員会における審査の結果、選定された契約候補者と和歌山県は、提案の内容をもとに協議の上、業務の内容等を確定し、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点の候補者と協議する。

10 その他

本業務により制作された成果物に係る著作権は、和歌山県に帰属するものとする。

11 問合せ先

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

担当課：和歌山県教育庁教育総務局総務課

担当者：平松

電 話：073-441-3637（直通）

ファクシミリ：073-432-4517

電子メール：hiramatsu_a0010@pref.wakayama.lg.jp